小林地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名	(該当集落名)	当初作成年月	更新年月
亀岡市	千代川町	小林	平成30年2月	令和3年10月

1 集落(地域)が目指す姿

(1) スローガン

既設小林農家組合を中心とした小規模農家の融合と地域農業の活性化を図るとともに、耕作放棄地の発生防止に努 める。

(2)	今後の地域農業のあり方
_/	フルリルルスラモリルバルノ

- 圃場整備事業による不換地希望者が39%に上り、農業従事者が減少傾向にある。○ 中核的担い手が少なく、また、兼業農家であることから、5年後10年後の農業継続が見通せない。○ 営農組織等の設立を目指すも、地域での話し合いやアンケート結果から、経営収支の不安が払拭できない。

今後、集落(地域)として取り組もうとする内容(該当部分に〇印を記入「複数記入可」)

① 他集落との連携	0	② 新規就農促進・後継者育成	0	③ 高収益作物の導入・拡大	
④ 低コスト化		⑤ 営農組織の設立・法人化		⑥ 経営の複合化	
⑦ 6次産業化		⑧ 企業の農業参入(地域参入)		9 その他	
取組内突					

取組内を	
------	--

0

(3) 産地づくり計画 ① 現 状(令和3年度)

	, ,			- 1.247			
	作			生産面積 h a	生産額	備	考
			[土	地利用型]			
•	;	水稲		13.1	1,200万円		
•							
•							
			[野	菜]			
•	野	P菜類		1.0			
•							
•							
•							
•							

② **月** 標(令和7年度)

	11 干汉)		
作目	生産面積 ha	生産額	備考
[土]	地利用型]		「京式
• 水稲	13.1	1,200万円	部」 に特化
•			した
•			作付け
[野	菜]		
• 野菜類	1.0		
•			
•			
•			
•			

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5~10 年後を記載する。 以下の目標年度についても同様とする。

③ 地域の特産物づくりの取組方針

• 🔒 📙	水稲「京式部」に特化した作付けの推奨
• 普及方法	小林農家組合を通じて、組合員に普及させる
• 販売戦略	

	○ 圃場整備事	業による地	歩希望者に農地を集約する。	
(5)	農地流動化のた	こめの農地口	間管理機構の活用方針	
	〇 農地中間管	管理機構の流	用は検討せず。	
(6)	耕作放棄地の解	解消に向けた	取組	
	〇 圃場整備事	『業による!	歩希望者に耕作放棄地(不換地希望地)を割り当てる。	
(7)	目標達成までの			
		取組方針	具体的な内容	
	令和3年度 営	営農継続	営農状況確認	

営農状況確認と今後の営農ルール(用排水管理や溝堀等)作り

同上

同上

農家組合を主体とした地域農業の活性化

(4) 将来の農地利用のあり方

令和4年度 営農継続

令和5年度 組織作り

組織作り

組織作り

令和6年度

令和7年度

2 集落(地域)の農業構造

- (1) 農業就業状況(担い手別)

_													
	項目 農業者数 ~34才 ~44才 ~54才 ~64才 ~74才 ~84才 85才~								組織数「左音の統				
	- 現日		灰木日奴	~34才	~44才	~54才	~64才	~74才	~84才	85才~	小丘小战女人	任意組織	農業法人
集	集落(地域)の全体数		22								0	0	0
		認定農業者 (法認定)											
	中心終	認定新規 就農者											
中	心経営体	集落営農 組織*1											
中核的担い		基本構想 水準到達者											
手	その	市 町 村認定農業者 (地域認定)											
	他	その他の中心 となる経営体 *2	7										
	4	心経営体計											
	中村	亥的担い手計	7										

- *1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織(以下「担い手経営安定法」という。)
- *2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること
- ◎その他の中心となる経営体 ⇒ 現農業就農者で将来の担い手がいる世帯

②計画(令和7年度)

_													
	項目 農業者数 ~34才 ~44才 ~54才 ~64才 ~74才 ~84才 85才							組織数					
			辰未日奴	~34才	~44才	~54才	~64才	~74才	~84才	85才~	市山市(4女)	任意組織	農業法人
集落	集落(地域)の全体数		21								0	0	0
		認定農業者 (法認定)											
	中心終	認定新規 就農者											
ф	心経営体	集落営農 組織*1											
中核的担い手		基本構想 水準到達者											
い手	その	市 町 村認定農業者 (地域認定)											
	他	その他の中心 となる経営体 *2	7										
	4	心経営体計											
	中	核的担い手計	7										

- *1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織(以下「担い手経営安定法」という。)
- *2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること
- ◎その他の中心となる経営体 ⇒ 現農業就農者で将来の担い手がいる世帯

(2) 中核的担い手の概要

属性	中 核 的 担 い 手	経営者・代	構成	 議員	後継者	現状[令和	[1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	計画[令利	和7年度]	農地中 間管理 機構か	取組内容		活用が見込
禹 注	(氏名) (集落名)	表者の年齢	(従業	(員)	の有無	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	らの借 入希望 の有無		年度	まれる施策
						水稲	0.30	水稲	0.30		①新規就農		①農業次世代人材投資資金
						野菜	0.10	野菜	0.10		②低コスト化		②スーパーL
	^										③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
	А	才	2	名	有り					無し	④法人化		④農業経営法人化等支援
											⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業
											6		⑥農企業者育成事業
	(小林集落)										7		7
						水稲	0.32	水稲	0.42		①新規就農		①農業次世代人材投資資金
						野菜	0.10	野菜	0.10		②低コスト化		②スーパーL
	В										③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
	Ь	才	3	名	有り					無し	④法人化		④農業経営法人化等支援
											⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業
											6		⑥農企業者育成事業
	(小林集落)										7		7
						水稲	0.40	水稲	0.90		①新規就農		①農業次世代人材投資資金
						野菜	0.10	野菜	0.10		②低コスト化		②スーパーL
	С										③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
	Ü	才	2	名	有り					無し	④法人化		④農業経営法人化等支援
											⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業
											6		⑥農企業者育成事業
	(小林集落)										7		7
						水稲	0.20	水稲	0.20		①新規就農		①農業次世代人材投資資金
						野菜	0.08	野菜	0.28		②低コスト化		②スーパーL
	D										③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
		才	3	名	有り					無し	④法人化		④農業経営法人化等支援
											⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業
											6		⑥農企業者育成事業
	(小林集落)										⑦	-	(7)
						水稲	0.12		0.12		①新規就農		①農業次世代人材投資資金
						野菜	0.42	野采	0.42		②低コスト化		②スーパーL
	Е	_	0	-	+10					ATTE I	③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
		才	2	名	有り					無し	④法人化		④農業経営法人化等支援
											⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業 ◎ 開 ② 常 孝 奈 ぱ 恵 常
	(小林集落)										© 7		⑥農企業者育成事業 ⑦
	(小州美洛)					水稲	0.18	水稻	0.18		①新規就農		①農業次世代人材投資資金
						出てい	0.18	出てい	0.18		②低コスト化		②スーパーし
											③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
	F	才	2	名	有り					無し	④法人化		④農業経営法人化等支援
		5	_		ы					жо	⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業
											⑥		6農企業者育成事業
	(小林集落)										7		7
						水稲	1.15	水稲	1.60		①新規就農		①農業次世代人材投資資金
							0		1.00		②低コスト化		②スーパーL
											③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金
	G	才	3	名	有り					無し	④法人化		④農業経営法人化等支援
		-	-	_							⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業
											6		⑥農企業者育成事業
	(小林集落)										7		7
		Y営規模計(ha	1)		ı		3.47		4.72				
							4		4		1	<u>i</u>	1

- ※ 1:「属性」欄には、個人の認定農業者(法認定)は「認農」、法人の認定農業者(法認定)は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者(地域認定)は「市認農」、法人の市町村認定農業者(地域認定)は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。※ 2:「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。
- ■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い河水									
近い将来農地の出し手となる農業	年齢	現状[令和	和3年度]	計画[令和	計画[令和7年度]		うち農地中間の貸付け希望	間管理機構へ 望の有無	備考 (今後の役割等)
者(氏名)		経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	農地面積 (ha)	農地面積 (ha)	貸付等時期	()Kokai4)
		水稲	0.14						
Н	才					0.14	0		
		水稲	0.4			0.51			
1	才	野菜	0.11				0		
		2V#10	0.44						
.1	オ	水稲	0.41			0.41	0		
	2					0.41			
	才								
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			1.06			1.06	0		
経営規模等計(ha)			1.06			1.06	U		

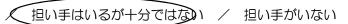
■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容(作目)ごとの経		経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている 人



(5) 耕地面積及び農地利用状況

①耕地面積(現状 令和3年度)

耕地面積								中核的担い手 への地域内の			
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
			3.47 25%	3.47 25%	0.0	0.0					
14.10	0.66	14.10	0.66	0.0	0.0	0.0	0.0	うち、中 心経営体 の面積	0.0	0.0	0.0

^{*}中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

②耕地面積(計画 令和7年度)

耕地面積					中核的担い手 への地域内の							
新地面傾 (ha)	耕作放棄地	水田耕作放棄地		· 畑 耕作放棄地		樹園地 耕作放棄地		集積等面積 (上段ha 下段%)	水田 畑		樹園地	
								4.72 33%	4.72 33%	0.0	0.0	
14.10	0.0	14.10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	うち、中 心経営体 の面積	0.0	0.0	0.0	

^{*}中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③対象集落(地域)の現状

а	地区内の耕地面積	14.1 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	10.8 ha
С	地区内における40歳以上の農業者の耕作面積の合計	10.8 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.6 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.25 ha
е	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備	考)	

^{※1:}cの「歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

小林農家組合が中心となり、組合員及び桂川西地域の他組織を含め、農地の集約化を仲介サポートする。

^{※2:}d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

^{※3:}アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を 把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

^{※4:}話合いに活用した地図を添付すること。

[※] 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

2	隹莈	(抽抽)	営農推進体制
.)	* ~		

(1) 農地利用調整の組織

• 現	状	個人対応
• 計	画	小林農家組合を窓口とした農地利用調整

(2) 農作業受託などの作業調整組織

• 現	状	個人対応
• 計	画	小林農家組合を窓口とし、組合員や桂川西地区内の他組織に作業依頼

(3) 農業用施設管理体制(農道、水路、ポンプなど)

• 現	状	土地改良区及び小林農家組合により実施
• 計	田	土地改良区及び小林農家組合により実施

^{※ (1)~(3)}に関する組織図を添付してください。

4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 (機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など)

事業主体	取組内容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
尹未土仲	双 旭 闪 谷	必安な協性・心は	天 心争未	3	4	5	6	7

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。